

剪定枝資源化事業見直しモデルの比較表 【イメージ】

2025年11月10日
第5回廃棄物減量等推進審議会
資料4-2(別紙1)

	事業モデル	1 現状	2	3 民間活用
①	事業概要	既存施設を改修 事業を継続	破碎施設を改修して 破碎処理のみ実施	民間事業者に処理委託
②	成果物	たい肥 (土壌改良材)	木質チップ	①土壌改良材 ②完熟たい肥 ③木質チップ ④バイオマス燃料 等
③	施設・設備	既存施設全体を改修 (老朽化対策を実施)	破碎関連施設の 建屋、設備のみ改修	民間施設を利用 (既存施設は解体、用地返還)
④	施設の運営形態	運営管理委託	運営管理委託	民間事業者
⑤	年間経費	143,250千円 (2024年度)	発酵及び熟成工程が無いため、経費の 低減が期待できる	18,000千円 (参考)
⑥	メリット	廃棄物処理実施計画に基づき、市が剪定枝を安定処理できる	廃棄物処理実施計画に基づき、市が剪定枝を安定処理できる	経費の削減ができる
⑦	デメリット	①地権者の賃貸借契約延長の同意を得られない可能性がある ②たい肥(土壌改良材)の需要に応えられない	①事業者の状況把握が必要 ②民間事業者の撤退リスクがある ③行政収集及び公共施設処理の費用減免がなく費用負担が生じる	
⑧	行政回収 (ごみ収集課)	市施設	市施設	民間施設
⑨	公共施設 (道路・公園・学校等)	市施設	市施設	民間施設
⑩	一般 (市民・シルバー)	市施設	市施設	民間施設
⑪	町田市の農業振興			
⑫	町田市の環境行政	—	—	—
⑬	農業利用 剪定枝 たい肥利用	なし	①たい肥(土壌改良材)の需要に応えられない ②マルチング材需要はチップで対応	土壌改良材、完熟たい肥等の販売が考 えられる ※民間事業者の事業内容による
⑭	事業見直し の影響 事業利用 者	剪定枝 持込処理	なし	①持込先の変更 ②持込可能な樹種が増え利便性が上がる
⑮	道路 ・公園 ・学校	剪定枝 たい肥利用	なし	土壌改良材、完熟たい肥等の販売が考 えられる ※民間事業者の事業内容による
⑯	剪定枝 持込処理	なし	なし	①持込先の変更 ②持込可能な樹種が増え利便性が上がる ③処理委託費用が必要
⑰	市民	剪定枝 たい肥利用	購入量、購入頻度が 少なく影響は少ない	土壌改良材、完熟たい肥等の販売が考 えられる ※民間事業者の事業内容による
⑱	剪定枝 持込処理	なし	なし	①持込先の変更 ②持込可能な樹種が増え利便性が上がる
⑲	ゼロカーボンへの寄与			
⑳	事業の実現性			
㉑	総合評価			

※既存施設の用地購入については、既存施設の解体と新施設の整備が必要となるため、都市計画決定の解除及び新たに決定を伴います。

そのため剪定枝の処理ができない約7年間を民間施設で処理を行う必要があるため、よって比較対象として含まないものとする。